

(2010年08月改正)

## ホームページ制作・管理サービスに関する規約

株式会社マハナコーポレーション

### 1. マハナコーポレーションの業務

依頼者より提示された仕様に従い、依頼者から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、マハナコーポレーションの提供する HTML と CSS によるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作、維持、管理すること。以下の各作業を含む。

- (1) 既存の写真・画像等のスキャン（デジタルイズ）。
  - (2) テキストの作成。部分訂正。
  - (3) ホームページを公開するためのレンタルサーバーの契約手配。
  - (4) 制作したホームページの管理。サーバーやドメインの管理と維持。
  - (5) 制作したホームページの内容を、依頼者からの指示に基づき更新、変更すること。
- ただし、上記のうち、見積書または提案書に記載されていない内容については範囲外とする。

### 2. 作業期間・管理期間

ホームページ制作作業にかかる期間は原則 1 ヶ月間とする。但し、双方合意した場合はその限りでない。管理期間はホームページ完成より 1 年間。以後、特に断りのない限り 1 年毎の自動延長。

### 3. 管理費用

最終見積りまたはお申込所に定める通り、依頼者からマハナコーポレーションに支払う。

### 4. 支払い

特に定めのない限り、請求日の翌月末までにマハナコーポレーションの指定口座に振り込むものとする。

## 5. 作物の返品・再作成

- (1) 制作されたホームページが依頼者の提示した仕様を満たさない場合、それがマハナコーポレーションの過失である場合に限り、無償にて再作成を行う。
- (2) 制作されたホームページが依頼者の提示した仕様を満たさない場合のうち、依頼者の制作目的を大幅に阻害するものである場合、第一案提出後1ヶ月以内に限り両者協議の上返品することができる。この場合、マハナコーポレーションは制作のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入など）依頼者に請求することが出来る。
- (3) 依頼者の提示した情報または指示の誤りに起因して再作成または大幅な修正を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、マハナコーポレーションは依頼者に対して合理的な追加料金を請求することが出来る。

## 6. 所有権

- (1) 本契約に基づくホームページの制作に必要なソースコード（HTML、CSS）、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は依頼者に帰属する。マハナコーポレーションが用意した画像等に関する所有権はマハナコーポレーションに帰属する。
- (2) マハナコーポレーションは、依頼者が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
- (3) マハナコーポレーションは、依頼者が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
- (4) 依頼者は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。

## 7. 申込後完成前の取消、修正、解約

ホームページの制作開始後に依頼者の都合で申込の取消を行う場合、依頼者はマハナコーポレーションが合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び実費をすみやかに支払う。

## 8. 責任制限

マハナコーポレーションは、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、マハナコーポレーションに故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。またマハナコーポレーションが責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

## 9. 禁止行為

依頼者及びマハナコーポレーションは、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

- (1) 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
- (2) 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
- (3) 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
- (4) 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
- (5) 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
- (6) その他相手方が不適切と判断する行為。

## 10. 期限の利益の喪失

依頼者に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、依頼者はマハナコーポレーションに対する債務の一切の期限の利益を喪失し、マハナコーポレーションは催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

- (1) 本契約に基づく制作代金および管理費用の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
- (2) 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
- (3) 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
- (4) 第9条の禁止行為を行なったとき
- (5) 依頼者の所在が不明となったとき

## 11. 機密保持

依頼者およびマハナコーポレーションは、業務遂行に際して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、第三者に漏洩してはならないものとする。

## 12. 契約期間

契約期間は特に定めのない限り、申込日より1年間。以後、1年ごとの自動更新。

### 13. 解約

当初1年間は解約不可。1年以降は、90日前までの事前通知により解約可能。事前通知が90日未満の場合、管理費用の3か月分以内の金額を依頼者はマハナコーポレーションに対して支払う。解約後ドメインを他社に移管する場合、依頼者はマハナコーポレーションにたいして移管手数料5,000円を支払う。

### 14. その他

- (1) マハナコーポレーションは、依頼者の組織名を自社の顧客として開示することが出来る。
- (2) マハナコーポレーションは、そのホームページ上([www.mahanacorp.com](http://www.mahanacorp.com))に、制作したホームページへのリンクを張ることが出来る。

### 15. 準拠法・所管裁判所

業務遂行に関する準拠法は日本法、所管裁判所は東京地裁とする。

### 16. 協議

本書に定めのない事項および利用に関して依頼者とマハナコーポレーションの間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか両者協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。